

## 神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和5年12月22日（金）15：30～15：45
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出 席 者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長  
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

## 1. 乗合自動車運輸現業に従事する職員の被服の見直しについて

【当局】 市バス営業所において発生したハラスメント事案をはじめとした不祥事から市民の信頼を取り戻すため、職場環境及び組織風土改善の取り組みを進めており、その一つとして、職員の意識改革のため、運転士の被服の見直しを図るとともに、改めて着用基準の徹底を図りたい。

提案内容については、資料に沿って説明させていただく。

まず、(1) 盛夏服の導入についてであるが、夏場の服装の整正及び自動車部内の統一を図るため、盛夏服を導入することとする。

着用期間は6月1日から9月30日とし、資料に記載のとおり、通常に着用で業務に支障のない枚数を貸与することとする。

形状はダウンボタン、襟はスタンドカラー。素材は通気性・速乾性・形態安定に優れる生地。色地は白地。ポケットは左胸に配置し、ポケット上部に局章ロゴを刺繍することとする。

導入時期は、令和6年夏としたい。

次に(2) ネクタイの貸与についてであるが、これまで乗合自動車運輸現業に貸与していなかったが、新たに自動車部統一デザインのネクタイを導入する。

着用期間は現行のネクタイ着用期間に準ずることとし、貸与周期は初年度2本、以降3年に1度1本貸与することとする。

素材はポリエステル、色地は紺地、下部に局章ロゴを刺繍することとする。

導入時期は、令和6年秋としたい。

最後に(3) 着用基準の徹底についてであるが、新たに導入する盛夏服・ネクタイを始めとする貸与被服については、神戸市交通局乗合自動車職員服務規程や各種通知の運用基準に基づき常に正しく着用し、みだりに定めのない私物を着用しないことを改めて徹底させていただく。

【組合】 被服小委員会でもさまざまな意見が出されていたが、まず、局章の刺繍に関して、神戸市では早くに市章の着用を廃止してきており、また、昨今では、乗合自動車運転士や鉄道の駅掌・車掌・運転士の女性職員に対するハラスメントやストーカー行為が問題視される中で、局章をつけることは時代に逆行しているようにも感じる。再検討するよう申し入れる。

また、ネクタイについては、着脱しやすい形状のネクタイの仕様になるよう検討していただきたい。

【当局】 盛夏服を含む被服は勤務時間中に着用することが前提であり、局章を刺繍することで、交通局の職員であることをお客様に認知いただくことも盛夏服

の重要な役割であると考えている。また、常に交通局職員として公務に従事する自覚を持っていただくためにも、局章が必要であることをご理解いただきたい。

今回の提案は、通常のネクタイを貸与することで考えているが、あらためて現場の声を聞き、コスト面も踏まえて検討させていただく。

【組合】 委託先の乗合自動車運転士についても、交通局職員と同様の盛夏服を導入し、着用するよう徹底するのか。

【当局】 神戸市側が盛夏服の導入等をおこなうことは伝えるが、現行の委託契約内容には含まれていないため、現時点では委託先まで統一することは考えていない。

【組合】 盛夏服の導入及びネクタイ着用するにあたり、来年4月より、市バス・地下鉄とも、現場管理職も同様の制服着用を義務づけるよう申し入れる。

【当局】 冒頭でもお伝えした職員の意識改革を行う上では、現場管理職も同様に制服を着用することが重要だと考えており、一体感を持って運用してまいりたい。貸与している制服については着用を徹底していく。

## 2. 運輸現業に従事する女性職員用のベストの導入について

【当局】 次に女性職員用のベストの導入についてであるが、女性職員が安心して業務に取り組むことができるよう、夏場に着用するベストを導入する。

貸与周期は初年度2着、以降2年に1度1着貸与することとする。

熱中症対策で裏地無し、左胸に局章ロゴを刺繍することとする。

導入時期は、令和6年夏としたい。

【組合】 盛夏服と同様、局章の刺繍に関しては、再検討するよう申し入れる。

【当局】 女性職員用のベストについても、盛夏服と同様に局章が必要であることをご理解いただきたい。

【組合】 提案内容については持ち帰り協議する。